

● 1 用語の定義

- (1) 警戒電路の定格電流とは、当該建物の警戒電路において、すべての負荷を使用するときの最大負荷電流 ★
- (2) 変流器とは、警戒電路の漏電電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。 ★
- (3) B種接地線とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年産業省令第60号）によりB種接地工事をした接地線をいう。
- (4) 電路の引込口に近接した屋内の電路とは、屋内における当該警戒電路の第1分岐点（引込口と配電盤との間に支持点がある場合は、第1支持点、支持点が無い場合は、配電盤）をいう。
- (5) 検出漏洩電流設定値とは、漏電火災警報器が一定の漏洩電流が生じたときに作動するよう、あらかじめ設定しておく電流値をいう。 ☆

● 2 契約電流

- (1) 同一建築物で契約種別の異なる電気が供給されているものにあつては、そのうちの最大契約電流容量とすること。 ★
- (2) 契約電流容量は次式によること。その際の標準電圧は次によること。
 - ア 三相3線式の場合は、標準電圧に3の平方根を乗じる。
 - イ 単相3線式の場合は、標準電圧を200Vとする。

契約電流容量 (A) =

$$\frac{(\text{契約容量 (KVA) または契約電力 (KW)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V または 200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

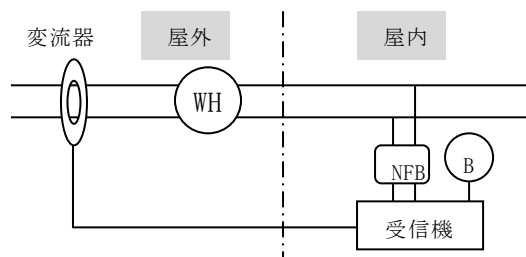
- (3) 複合用途の防火対象物又は複数の防火対象物が同一の契約をしている場合は、(1)項から(6)項まで及び(15)項以外の用途に供する部分で使用する電流容量を除いて算定すること。

● 3 検出漏洩電流設定値 ☆

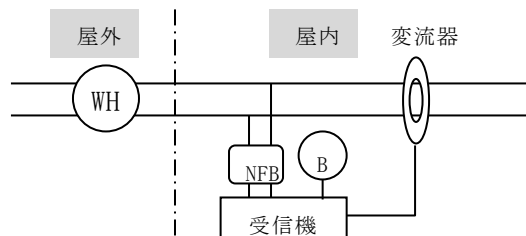
令第22条、規則第24条の3及び昭和61年3月13日消防予第30号「漏電火災警報器の設置基準の細目について」の規定等によるほか、検出漏洩電流設定値は、使用回路の状況や負荷容量を勘案し、100mA から 400mA (B種接地線に設けるものにあつては 400mA から 800mA) を標準として、誤報を生じない範囲内とすること。

● 4 設置例

- (1) 変流器を屋外に設ける例



- (2) 変流器を屋内に設ける例



- (3) 変流器を接地線に設ける例

